

令和6年度佐野市建設工事等入札参加資格及び申請手続

令和6年度に佐野市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札に参加するための資格及びその手続等について、次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（第167条の11第3項の規定により準用する場合を含む。）及び佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第74条第1項（第89条の規定により準用する場合を含む。）の規定により公示します。

令和5年12月1日

佐野市長 金子 裕

1 令和6年度佐野市建設工事等入札参加資格の前提要件

入札に参加するための前提要件は、次のとおりである。

○共通要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加資格の欠格事項に該当しないこと。
- (2) 国税（消費税を含む。）及び地方税を完納していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがないもの。

○業務別要件

(4) 建設工事

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の規定による建設業者であること。
- イ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
（審査基準日が令和4年8月1日から令和5年7月31日の間に含まれる経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けていることが要件となる。）
- ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
- エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
- オ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）

(5) 測量・建設コンサルタント等業務委託

ア 業務に関し、法律上必要とする資格を有すること。

2 手続の方法

(1) 提出書類

別紙「令和6年度佐野市建設工事等入札参加資格審査申請書類一覧表」の必要書類 各1部

(2) 提出期間

令和6年1月15日(月)から1月29日(月)まで

(3) 提出方法

一般書留、簡易書留、特定記録又はレターパックのいずれかにより郵送(期日必着)

(4) 提出先 〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市役所 技術センター部 契約検査課 契約係

※市単独の手続きです。県との共同受付ではありませんのでご注意ください。

3 有効期間

入札参加資格の有効期間は、令和6年度の1か年とする。ただし、建設工事については、毎年経営事項審査を受けること。

4 格付け

建設工事の市内業者及び準市内業者に対しては、入札に参加できる範囲を、工種ごと、設計金額ごとに定め(格付けし)、通知する。格付けは、経営事項審査結果等に基づいて行う。